

福岡県公報

平成19年6月15日
第2690号

目次

告示(第1182号 - 第1195号)

家畜伝染病の発生	(畜産課)	1
国土調査の成果の認証	(農地計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
保安林の所在場所等	(治山課)	3
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	4
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
公 告			
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	5
一般競争入札の実施	(総務事務センター)	7
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
正 誤			
保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知(平成19年3月福岡県告示第631号) 中正誤		12

保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成19年3月福岡県告示第706号) 中正誤12

告 示

福岡県告示第1182号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	直方市大字畑310番地5	19・5・30

福岡県告示第1183号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川市	平成17年度から平成18年度まで	地籍図及び地籍簿	大字弓削田	平成19年5月30日

福岡県告示第1184号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡水巻町猪熊一丁目481 - 1、482 - 1、483 - 1、484 - 1 及び484 - 5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目1番41号

遠賀郡農業協同組合 代表理事組合長 安高 澄夫

福岡県告示第1185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月15日から同月29日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

久留米都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した久留米都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

久留米市都市建設部都市計画課

福岡県告示第1186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月15日から同月29日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

久留米都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

久留米市荒木町藤田の一部

八女郡広川町大字藤田の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

久留米市都市建設部都市計画課

福岡県告示第1187号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市陵巖寺1丁目475 - 1、475 - 4 及び476 - 5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市戸塚区川上町125番地1 エコーバレー東戸塚401号

吉田 純治

福岡県告示第1188号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小都市吹上字南浦山920 - 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三井郡大刀洗町大字下高橋15ニューオリエントハイツB101
野田 英毅

福岡県告示第1189号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字東柿添1011 - 2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市力武255番地28

明吉 正治

福岡県告示第1190号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字若江73 - 1、並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

朝倉市甘木1221 - 5

吉田 利恵

福岡県告示第1191号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字原田2045番5から2045番7まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市二日市北2丁目12番1号

有限会社筑紫美掃 代表取締役 毛利 純

福岡県告示第1192号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川横瀬字ウシロノ500から502まで、504から506まで、字上ノ段538、543

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1193号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

筑前町

2 事業の種類

（仮称）筑前町営住宅依井二団地建替事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県朝倉郡筑前町依井字馬渡、字柿木田、字井手及び字石原町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第30号に掲げる「地方公共団体が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域について同法第2章の規定により定められた第1種住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸する目的で行う50戸以上の一団地の住宅経営」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である筑前町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成19年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、筑前町が筑前町依井字馬渡、字柿木田、字井手及び字石原町地内において、「筑前町公営住宅ストック活用総合計画」に基づき、エリアごとの町営住

宅の整理統合に向け、高齢者対応住宅など高齢者が安心して生活できる住まいづくり、通勤・通学の便や子育て環境に優れた立地を生かした利便性の高い住まいづくりといった多様な住宅需要を的確に踏まえながら、老朽化した町営住宅の建替えを行うものである。平成19年3月に策定された「筑前町総合計画」においても住宅施策の推進が政策目標として掲げられているところである。

今回建替えを行うのは、起業地に存する3つの団地のうち、既に建替えが完了しているけやき団地を除いた、「筑前町公営住宅ストック活用総合計画」において平成19年及び平成20年の建替えが位置づけられている井手団地及び楠ノ木団地である。

今後は、町営住宅の整理統合方針に沿って、筑前町営住宅設置条例を改正したうえで、3つの団地を1つの団地として維持・管理することとしている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、町営住宅用地の整理統合による土地の高度利用が実現し、高齢者にも対応した良質で低廉な住宅の供給が可能となり、町営住宅の居住者が安心して暮らせる住環境が整備されるなど相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地については、本事業計画において、井手団地は現在地で建替えを行うこととし、楠ノ木団地は狭隘道路が多く緊急車両の進入が困難な状況となっていることから、道路拡幅などの住環境の整備を図るため、新たに用地取得をすることとしている。

用地の選定に当たっては、土地利用計画との整合性、住環境の改善、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、土地利用計画との整合性が図れる2案の中から、住環境の改善に優れ、用地費等も廉価となるなど、社会的、経済的に優れる案を採用している。

エ さらに、本件事業に係る起業地は、町営住宅の建替えに必要最小限の範囲が確保されていると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を

比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、「筑前町公営住宅ストック活用総合計画」において早急に建替えを要するとされていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、筑前町から申請のあった（仮称）筑前町営住宅依井二団地建替事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

筑前町役場（建設課）

福岡県告示第1194号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営芦北地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成19年6月15日から 平成19年7月13日まで	小竹町役場

福岡県告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年6月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	三箇山 山隈線	朝倉郡筑前町森山1425番1先から 同郡同町森山1434番先まで
朝倉	三箇山 山隈線	朝倉郡筑前町森山1442番2先から 同郡同町森山861番1先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

電子線マイクロアナライザー

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

㍿ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㍿ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格

の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

れた原本又は写し）

- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - ク 営業概要表（様式第5号）
 - ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
 - イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
 - ウ 電話 092 - 641 - 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
 - イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
 - ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請の時期
- この公告の日から平成19年7月13日（金）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

電子線マイクロアナライザー（E P M A） 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年1月31日（木）

(4) 納入場所

北九州市八幡西区則松3丁目6-1

福岡県工業技術センター機械電子研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告

示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年7月25日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種品目が「機械器具」で登録されている者のうち「AA」の等級に格付けされている者

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明書を、平成19年7月17日までに提出した者

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て

- がなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間
平成19年6月18日（月）から平成19年7月13日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。
- 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター
- (2) 受領期限
平成19年7月25日（水）午後5時00分
- (3) 提出方法
直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター入札室
- (2) 日時
平成19年7月26日（木）午前11時00分
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつてそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（の税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 14 入札の無効
次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。
- (6) 本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものである。

17 Summary

- (1) Contract matter
Electron Probe Microanalyzer : 1 set
- (2) Time Limit of Tender
5:00 P M on July 25, 2007
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量

ア ロッカー（1人用）	100台程度
ロッカー（3人用）	250台程度
イ 回転椅子（警部用）	40脚程度
回転椅子（警部補用）	220脚程度
回転椅子（巡查・巡查部長用）	350脚程度
ウ 片袖机（警部補用）	150脚程度
片袖机（巡查・巡查部長用）	250脚程度
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
契約締結日から平成20年3月31日（月）までの間
- (4) 納入場所
福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年6月25日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	
02	01	スチール家具	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年6月15日（金）から平成19年6月25日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年6月25日（月）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成19年6月26日（火）午前10時00分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（各調達物品1台（脚）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗

じた金額の合計に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価（各調達物品1台（脚）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時不到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
19・3・26	2657	告 示	631	7			1		字冷水谷182、185	字冷水谷182、183、185
19・3・30	2659	告 示	706	18			4		字大山口2466	字山口2466